

平成 29 年 11 月 24 日
令和 4 年 7 月 15 日
令和 5 年 3 月 8 日
国立大学法人三重大学
学長選考・監察会議決定

国立大学法人三重大学長の評価に関する申合せ

(趣旨)

第 1 この申合せは、国立大学法人三重大学学長選考・監察会議規程第 2 条第 3 項の規定に基づき、学長がその職務を適切に遂行しているか確認し、適正な大学運営に資するため、国立大学法人三重大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）が行う学長の評価に関し必要な事項を定める。

(評価の実施方法)

第 2 学長の評価は、学長選考・監察会議が、次に掲げる資料等を参考に実施するほか、必要に応じ学長への意見聴取を行うことにより実施する。

- (1) 各事業年度に係る業務の実績報告書及びその評価結果
- (2) 監事による監査報告書及び監事からの意見聴取
- (3) 学長所信表明
- (4) その他学長選考・監察会議が必要とする資料

2 前項のほか、学長選考・監察会議は、学長の評価にあたっては、第 4 に規定する学長の業務執行状況を勘案するものとする。

(評価の実施時期)

第 3 学長の評価は、学長の就任の日から 3 年目及び 5 年目に行うものとする

(業務執行状況の確認)

第 4 学長選考・監察会議は、学長の評価を行うため、次に掲げる資料等を参考に学長の業務執行状況を毎年度、確認するものとする。

- (1) 各事業年度に係る業務の実績報告書及びその評価結果
- (2) 監事による監査報告書
- (3) その他学長選考・監察会議が必要とする資料

2 学長選考・監察会議は、前項に規定する業務執行状況の確認を行う際、必要に応じて学長に出席を求め意見を聴くことができる。

3 確認を行う業務執行状況は、確認を実施する年度の前年度の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日の期間の業務執行状況とする。

(評価結果の公表)

第5 学長選考・監察会議は、学長の評価を実施したときは、速やかに結果を学長に通知するとともに、その結果を公表する。

(雑則)

第6 この申合せに定めるもののほか、学長の評価に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が定める。

附 則

この決定は、平成29年11月24日から実施する。

附 則

この決定は、令和4年7月15日から実施し、令和4年4月1日より適用する。

附 則

この決定は、令和5年3月8日から実施する。